

国民健康保険の給付いろいろ

国民健康保険の被保険者は、病院や診療所で保険証を提示すれば、一定割合の自己負担額を支払うだけで診察や治療を受けることができます。国民健康保険には、これ以外にもさまざまな給付があります。その主なものをご紹介します。

高額療養費の自己負担限度額(月額)

■70歳未満の人(老人保健で医療を受ける人は除く)

区分	自己負担限度額
一般	72,300円+医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
上位所得者 ※1	139,800円+医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯	35,400円

※1 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯に属する人

■70歳以上の人(老人保健で医療を受ける人は除く)

区分	負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
一般	1割	12,000円	40,200円
一定以上所得者 ※2	2割	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(過去12ヶ月以内にBの自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目以降は40,200円)
低所得者Ⅱ ※3	1割	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※4	1割	8,000円	15,000円

※2 現役世代の平均的収入以上の所得のある人(課税所得が年145万円以上の人)とその世帯に属する人。ただし、年収が夫婦2人世帯などで621万円未満、単身世帯で484万円未満の人は、届出れば「一般」区分となります。(平成18年8月より判定基準が変更される予定です。)

※3 属する世帯の世帯主および世帯全員が住民税非課税の人

※4 属する世帯の世帯主および世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を65万円として計算)を差し引いたときに0円となる人
<年収例> 単身世帯(年金収入のみ) 約65万円以下(平成18年8月より年金所得の控除額が変更される予定です。)

高額療養費

病気やけがで医療費が高額になり、一定限度を超える自己負担額を支払った場合、申請をすればそれを超えた額を支給します。西宮市では、医療機関から送られてくる診療報酬明細書(レセプト)を確認し、高額療養費に該当した人がいる場合、その世帯主あてに通知書を送付しています。通知書は診療を受けた月から三ヶ月後に届きますので、通知があったら申請してください。

なお、高額な一部負担金の支払が困難な場合、高額療養費支払資金貸付あっせん制度が利用できます。

療養費の支給

次のような場合には、申請により支払った医療費から自己負担部分を除いた金額が支給されます。

- ① 保険証を持参していなかったり、特別の事情で医療費を全額自己負担した場合
- ② コルセットなど治療に必要な補装具の費用(医師の意見書が必要です。)
- ③ 骨折やねんざなどにより接骨院で治療を受けたとき
- ④ 治療に必要なマッサージやはり・きゅうなどの施術を受けたとき(医師の同意書が必要です。)
- ⑤ 海外渡航中(渡航期間一年以内)に治療を受けたとき

現地の医療機関が作成した診療内容明細書・領収明細書および領収書等とその翻訳等の添付が必要です。

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出生児一人につき33万円の一時金が支給されます(出産育児一時金を直接医療機関に振込む受領委任払制度もあります)。出産前に医療機関に支払う必要が生じたときは、一時金の一部を出産前に貸付する制度もあります。妊娠十二週以上から適用されます。

葬祭費の支給

被保険者が死亡されたとき、葬祭を行った人(喪主)に葬祭費として5万円が支給されます。

入院時食事療養費の支給

入院中は一食あたり260円の標準負担額を被保険者のみなさまにご負担いただき、残りは入院時食事療養費として国民健康保険が負担します。なお、市民税非課税世帯等の場合は、申請により減額される場合があります。

人間ドック

西宮市では、被保険者のみなさまの健康を守るため人間ドックの助成を行っています。助成を受けることができます。満四十歳以上の保険料を完納している人で、助成は一年度に一回限りです。

受診を希望される方は、中央病院または健康開発センターで予約をとり、必ず受診の二週間前までに市役所本庁舎の国民健康保険窓口または各支所で申し込みを行ってください。なお、四月十日号の市政ニュースでお知らせしましたように、国保財政の健全化を図るため、平成十八年十月以降の受診から自己負担額を引き上げさせていただきます。

国民健康保険料の納付について

納付について

保険料は必ず納期限内に納付を

保険料を納期限内に納付されなかった場合は、たとえ納期限後に納付されても、行き違いにより督促状が届くことがあります。また、さらに納付のないまま放置すると、本来の納期月から三ヶ月目に地区担当の職員が訪問させていただきます。ご協力をお願いします。

領収書は二年間保管してください

納付書により保険料を納付された場合は、領収証をお渡しします。領収証は保険料を納付されたことを証明する唯一の書類です。領収証は、少なくとも2年間保管してください。また、国民健康保険料は、税金の申告の際に社会保険料控除の対象となります。国民健康保険料の領収証は、確定申告でも納付の証明として使えます。

保険料の納付は便利な口座振替で

口座振替の申込書は市内の金融機関・郵便局にあります。申込書には、次のものがが必要です。

- ①世帯主の認印②保険証
- ③金融機関届出印④預貯金通帳

「国民健康保険庁」を名乗る偽督促状にご注意下さい!

「国民健康保険庁」を名乗る団体から、「国民健康保険負担割合変更のお知らせ」と題した督促状が送られる事件が全国でおきています。「国民健康保険庁」は、実際には存在せず、新卒の振込め詐欺の手口と思われる。

西宮市の国民健康保険料については、他機関へ徴収を委託していません。不審と思われたらすぐに納付しないで、西宮市国民健康保険までお問い合わせください。